

## 平成 28 年度事務事業評価における二次政策評価の実施方針

### 1 趣旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成 28 年度事務事業評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

### 2 基本的な考え方

二次政策評価に当たっては、施策評価や平成 27 年度の事務事業評価の結果を踏まえ、点検を行うものとする。

また、施策目標の実現と事業の効果的かつ効率的な執行を図る観点から点検を行うとともに、「行財政運営方針」に掲げた推進事項を着実に推進するため、スクラップ・アンド・ビルドの徹底や関連事業の相互連携について点検検証を行うなど、徹底した事務事業の見直しを行うものとする。

### 3 二次政策評価の対象

条例第 6 条の規定により実施機関が行った事務事業評価について、4 の二次政策評価の視点及び方法に基づき二次政策評価を実施する。

### 4 二次政策評価の視点及び方法

#### (1) 重点点検事項

事務事業について、特に次の事項について、重点的な点検・評価を実施する。

##### ア 前年度に二次政策評価意見を付した事務事業

前年度に二次政策評価意見を付した事務事業については、前年度二次政策評価意見への対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況などを点検する。

##### イ 施策目標達成への事務事業の有効性の検証

(イ) 道庁の総合力の発揮や事業実施の効果を高める視点から、同一施策内や施策間において事務事業の連携が行われているか点検する。

(イ) 終期が設定されていない事務事業について、当該施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目的達成のために効果的か点検する。

##### ウ 行財政運営方針の行政改革の取組の推進事項に係る事務事業

「業務改革工程表」の年度計画に沿った取組が行われているか点検する。

##### エ 上記以外で、特に必要と認めるもの

#### (2) 二次政策評価の調整

二次政策評価の検討など必要な事項については、別に定める。

#### (3) 評価調書の作成

各実施機関が作成した評価調書により二次政策評価調書（別紙様式）を作成し、これに必要な意見を付して実施機関へ通知する。

### 5 外部意見の反映

二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。

### 6 二次政策評価結果の反映

二次政策評価の結果については、実施機関が所掌する政策の企画立案をはじめ、総合計画の推進、重点政策の展開に反映する（行財政運営方針の「業務改革工程表」を含む）とともに、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備に当たっては、評価結果を踏まえたものとする。

### 7 二次政策評価結果の公表

二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、二次政策評価の結果、意見の内容等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、当該事業の実施機関（所管部局）においても縦覧及び配付用資料の配付などを行うものとする。

## 8 道民参加の推進

- (1) 二次政策評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の二次政策評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の二次政策評価への反映状況については、適時に公表する。



平成28年度 基本評価調書		施策名						施策コード	—	
Action 施策・事務事業評価										
9 事務事業評価結果（方向性）への対応状況（各部署等が実施）										
（1）事務事業評価で示した方向性への対応状況										
区分	方向性	見直し検討	拡充	現状維持	縮小	統合	廃止	終了	合計	
評価結果		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業
反映結果		事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業
（2）次年度新たに実施する事業										
次年度新規事業(予定)										
事業										